

第七節 ホームレス

「ホームレス」問題への政策対応

二〇〇〇年代以降の「ホームレス」対策の特徴として、大きく次の二点が挙げられる。第一に、自治体レベルからの対策から国レベルの制度化、第二に、狭義の路上生活者に対する支援から、居住不安定な者に対する支援の事業化の流れが挙げられる。本節では、「ホームレス」を狭義の野宿生活者に限定せず、インターネットカフェ等の夜間利用者や一時的施設（シェルター）に入所している者等、また家賃滞納等の生活困窮の状態に陥っている者等、居住不安定な者に対する支援事業の利用者を広く含めて使用することとする。

一九九〇年代に急増した「ホームレス」問題は、大阪市等の大都市からの要望を受け、二〇〇〇年前後を境に、国レベルでの政策対応が迫られた。二〇〇二（平成一四）年には、当初一〇年間の時限立法として、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下、ホームレス自立支援法とする）が定められた。法制化の動きには、連合大阪前事務局長鍵田節哉衆議院議員等の尽力があった（詳細は「大阪社会労働運動史」九巻、二九九～三〇〇頁を参照）。

法第二条では、法の対象である「ホームレス」を「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定めた。国は、二〇二三年まで計一八回の概数調査を実施している。調査方法は、市区町村による巡回での目視調査による。初回調査二〇〇三年時点で、全国二万五二九六六、東京都六三六

【表14】 全国および大阪府・大阪市・性別「ホームレス」概数の年次推移

年	全国	東京都	東京都23区	大阪府	大阪市	大阪市うち男性	大阪市うち女性	大阪市うち不明
2003	25,296	6,361	5,927	7,757	6,603	3,623	68	2,912
2007	18,564	4,690	4,213	4,911	4,069	3,558	91	420
2008	16,018	3,796	3,436	4,333	3,647	3,310	87	250
2009	14,554	3,428	3,105	4,302	3,724	3,473	68	183
2010	13,124	3,125	2,786	3,338	2,860	2,792	59	9
2011	10,890	2,672	2,396	2,500	2,171	2,124	40	7
2012	9,576	2,368	2,134	2,417	2,179	2,132	43	4
2013	8,265	2,006	1,787	2,094	1,909	1,848	54	7
2014	7,508	1,768	1,581	1,864	1,725	1,654	56	15
2015	6,541	1,498	1,336	1,657	1,527	1,467	47	13
2016	6,235	1,473	1,319	1,611	1,497	1,456	38	3
2017	5,534	1,397	1,246	1,303	1,208	1,185	23	0
2018	4,977	1,242	1,126	1,110	1,023	1,009	13	1
2019	4,555	1,126	1,033	1,064	1,002	981	21	0
2020	3,992	889	818	1,038	982	947	30	5
2021	3,824	862	800	990	943	905	35	3
2022	3,448	770	703	966	923	896	26	1
2023	3,065	661	604	888	841	807	32	2

出所：厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」各年

一人、大阪府七七七七人と、都道府県単位で見ると、大阪府が最も多い人数となつている（表14）参照。その後全国的に大きく減少傾向にあり、その動きは大阪も同様であるが、二〇一七年、二〇一八年、

二〇一九年を除き、東京都よりも大阪府の人数が上回る結果となっている。直近二〇二三年の調査結果では、全国三〇六五人、東京都六六一人、大阪府八八八人となっている。いずれも大きく減少しているが、あくまでも限定された場所での目視調査であり、居住不安定の状態にある者は含まれていないことに留意する必要がある。大阪府八八八人のうち大阪府は八四一人を占めている。危害を加えられる等の路上生活の困難さから、女性野宿生活者は少ないこと、さらに、目視調査という調査方法による限界から、概数調査において女性の割合は極めて少ない。それでも、大阪府において二〇一八年一三人に対して、二〇一九年には二一人に増加し、以降三〇人前後を推移している点は留意する必要がある。

大阪市内から大阪府全域への広がり 当時、大阪における「ホームレス」問題は、量的な意味合いでも大阪府を中心に語られることが大半であった。二〇〇一年、大阪府から大阪府立大学

社会福祉学部が委託を受けて実施した調査では、大阪府内全域で、全四〇六件の野宿生活者を確認している。うち、テント二二六件（五五・七％）、小屋七九件（一九・五％）、段ボールハウス九件（二・二％）、布団・毛布等三九件（九・六％）、その他四九件（一二・一％）となっている。公的相談機関への相談経験はありと回答した者が二四・九％、なしと回答した者が六九・四％だった。公的機関に行かない理由（複数回答）で最も多かった回答は、「行政に対して不信・あきらめがある」（二二〇人（四六・二％）だった。「他の地域の野宿生活者が大阪府に移動してきた」との見方があるが、大阪府調査では、調査対象者のうち、野宿生活以前の居住地は、大阪府内（大阪市除く）が六割強、大阪府が三割強に対して、大阪府以外は一割という結果となった。調査対象者の多くは、現在の野宿地域において過去にその労働と

生活の基盤を有していたと考えられ、一般的にいわれる「他の地域から流入してきた」という見方は極めて二面的な捉え方であることを明らかにした（「大阪府野宿生活者実態調査報告書」二〇〇二年三月）。

一、大阪府におけるホームレスと生活保護

生活保護法による対応 大阪府において、ホームレス状態にある者への福祉的対応を行なう主な実施機関として、①西成区の「あいりん」地区内における単身病弱者を対象とする大阪府立更生相談所、②救急搬送を契機とする緊急入院患者に対する緊急入院保護業務センター、③各区福祉事務所（保健福祉センター）が挙げられる。

① 大阪府立更生相談所

大阪府立更生相談所（市更相）は、日本最大の日雇労働市場といわれる釜ヶ崎地区（あいりん地区）に位置する。「あいりん」で住居がないか、また明らかでない単身の要保護者」に対する施設入所や入院などの相談など生活保護の決定・実施を目的に一九七一年に設置された。二〇〇九年における生活保護に関する年間相談件数は、三万二八六件、うち保護決定件数は四二〇三件で、相談件数全体の二三・四％にすぎない。保護決定の内訳は、施設入所が一一九件（二六・六％）、病院入院四四三件（一〇・五％）、医療扶助単給等二六三九件（六二・八％）となっている。従来は、施設入所および病院入院で、全体の九割を超えていたが、二〇〇九年当時は医療扶助単給等（住宅扶助を含む）の件数の増加が目立つ。二〇〇九年度末被保護者数は、二一四〇人となっている。ただし、大阪府立更生相談所は、その後二〇一四年四月一日に廃止されている。

② 緊急入院保護業務センターおよび③大阪市各区福祉事務所

各区福祉事務所での対応は、後述する敷金支給に関する「厚労省通知」以前は、救急搬送を契機とする「現在地保護」（法一九条）に限定されていた。二〇〇四年に、緊急入院保護業務センターが設置され、各区での対応から市内全域を管轄するようになった。二〇〇九年度末被保護者数は、一六八一件。年齢構成は、「六〇歳以上」が六七・〇%、「五〇歳台」二三・二%となっている（大阪市立更生相談所「事業統計集」二〇一〇年度版）。

二〇〇〇年前後における生活保護適用に関わる諸問題として、大きく次の三点が挙げられる。第一に、定まった住居を有しないことから「行政サービス」の対象から最も遠い存在としてみなされやすい。生活保護法においては、「現在地保護」（一九条一項二）の規定をおき、「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者」も想定しているが、現場では、救急搬送を契機とする入院保護に限定して運用されてきた。

第二に、稼働能力の活用をめぐる問題である。全国的に、稼働年齢層（六五歳未満）で健康上問題がなければ、「稼働能力あり」として機械的に保護の対象外とする運用が行われてきた。二〇〇〇年初め、大阪市では支援団体の取り組み等もあり、六五歳以上という年齢区分は徐々に下げられ、各区の対応に差異もみられるが、六〇歳台の者については、ハローワークに五回通い求職の努力を十分に行つたと判断されれば、敷金支給を受け居宅保護が開始されるようになった。しかし、当時、六〇歳未満の者は、依然として困窮状態にあつても生活保護適用は困難な状況にあつた。

第三に、対象を高齢者や傷病者等の非稼働層に制限してきたことも

あり、保護の方法として救護施設や病院を中心とする「施設収容方式」が採られてきたことが挙げられる。施設入所、入院が認められたとしても、施設退所あるいは病院退院と同時に保護廃止となり、再び路上生活へと戻らざるをえない状況となつていた。しかし、佐藤訴訟以後、運用状況に変化がみられる。一九九八年二月、大阪市内で野宿生活を余儀なくされていた佐藤さんは、市更相に対してアパートでの生活保護受給を求めたが、市更相は、それを受け入れず一時保護所（生活保護法上の更生施設）への収容保護開始決定を行なつた。佐藤さんは、それを不服として、市更相、大阪市、大阪府を相手取り、収容保護開始決定の取り消しと国家賠償を求めて大阪地裁に提訴した。地裁では原告勝訴、つづく大阪高裁判決（二〇〇三年一月二三日）でも、市更相は「居宅保護が可能かどうか調査や指導を一切行つておらず、決定は違法」だとして原告勝訴となつた。裁判と並行して、一九九八年には、市更相に敷金係が設置され、まず、施設退所および病院退院時に敷金支給がなされるようになった。

また、大阪市は、簡易宿泊所を定まった居所としてみなさず、いわゆる「ドヤ」保護は認めてこなかった。ドヤ保護を認めなかった理由としては、生活保護法上の救護施設や更生施設が他都市に比べて市内に多く設置されていたという社会資源の特徴も一因として挙げられる。しかし、二〇〇〇年以降、共同住宅に転用する簡易宿泊所（敷金なし）が急増したことから、西成区において居宅保護を受給する元野宿者の増加につながつた。佐藤訴訟高裁判決直前の二〇〇三年七月三十一日には、厚労省通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱についての一部改正について」（社援発〇七三一〇〇七号）で、「保護開始時において、安定した住居のない要保護者が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合（略）必要な額を認めて差し支えないこと」との判

断が示された。

福祉アパートを居所とする生活保護適用

二〇一〇年八月一〇月に実施された釜ヶ崎簡易宿泊所・福祉アパート利用者調査によると、二〇〇〇年の段階では多くは簡易宿泊所であったが、二〇〇五年までに福祉アパートへの転用が目立つようになり、二〇一〇年の段階では多くがそれへと転用している（川野英二「地域ステイグマ」に対する抵抗の諸形態「釜ヶ崎」住民の生活史から）『生活史論集』ナカニシヤ出版、二〇一二年）。佐藤訴訟後の厚労省通知の発出、また簡易宿泊所から福祉アパートへの転用を受けて、福祉アパートを居所としてホームレス状態から生活保護利用への流れが増加することになる。そうした折、大阪市西成区的生活保護利用者調査は、大阪市長康福祉局保護課より研究者によって構成された大阪就労福祉居住問題調査研究会に委託され、二〇〇五年八月西成区に在住する生活保護受給者（六〇歳以上）を対象に、西成区保健福祉センター嘱託ケースワーカーの協力を得て実施された。調査回答者は、一二四五人で、西成区六〇歳以上保護受給世帯一万一九八四世帯（二〇〇四年）の一〇・四％を占めた。回答者のうち野宿経験のある者が三七％にのぼり、そのうち相談相手がいないと回答した者は七割弱であった。西成区においては、これまで日雇労働者や野宿生活者に対する生活相談や福祉援助を行ってきた各種団体等の経験の積み重ねがあるが、居宅を確保したとしても、近隣との関係がなく社会的に孤立した生活を送らざるをえない生活保護利用者に対する支援がこの後課題となった。

行旅死亡人の動向

二〇〇〇年代以降、野宿生活者数の減少とともに、身寄りがなく路上で亡くなって発見される、いわゆる行旅死亡人数も減少する。「表15」は、大阪市における行旅死亡人数の年次推移である。二〇〇二年時点では、年間一二三人が亡

くなって発見された。その後減少するものの、それでも二〇二一年時点で三〇人いることに留意したい。

**ネットカフェ等
の住居喪失者**

厚生労働省「住居喪失不安定就労者の実態に関する調査」

（二〇〇七年）によれば、ネットカフェ等で寝泊まりする住居喪失者は全国で約五四〇〇人いるものと推定され、そのうち約八割が東京・大阪・愛知に集中していた。厚生労働省は、安定した住居を有せず、終夜営業のインターネットカフェ等の施設を主として起居の場とし、不安定な雇用状態に置かれている又は現に失業している者（住居喪失不安定就労者）の住居の確保とより安定的な就労機会の確保を支援するため、二〇〇八年度において、厚生労働省と自治体等関係団体との連携によって生活・居住・就労に係る相談支援を総合的に行う窓口を東京・大阪・愛知に開設した。このうち、大阪の相談支援窓口については、名称を「住居喪失不安定就労者支援センター」（OSAKAチャレンジネット）とし、大阪ホームレス就業支援センター（OSAKAチャレンジネット）と併設し、大阪ホームレス就業支援センター運営協議会に委託する形で、エル・おおさか（府立労働センター）ライフサポートセンター内に二〇〇八年五月二二日に開設した。そのOSAKAチャレンジネットは、二〇一五年三月三二日に閉鎖となり、その後は、大阪希望館での相談・支援が行われることとなった。

二〇一二年六月、法の期限がさらに五年間延長された。二〇一二年の実態調査の結果を受け、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（二〇一三年七月三一日厚生労働省・国土交通省告示第一号）が新た

【表15】 大阪市における行旅死亡人数の年次推移

年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
人数	123	142	131	105	101	105	74	79	75	79
年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
人数	67	93	75	50	33	43	43	33	34	30

出所：大阪市『福祉事業統計集』各年度版

に策定され、再路上化の防止に向けた支援、路上生活が長期間に及んでいる者や若年層のホームレスに対する支援などが新たに盛り込まれた。

二、ホームレス型の貧困女性

大阪における「ホームレス」対策は、全国でも最大の日雇労働市場である釜ヶ崎地域を抱えることにより、その多くが日雇い労働者対策（あいりん対策）と重ねる形で実施されてきた。その結果、支援策の多くが男性中心とする施策となった。しかし、当然のことながら住居の喪失というリスクは男性だけに生じるわけではない。特に見落とされがちなホームレス型の貧困女性に対する支援についても触れておきたい。

大阪におけるホームレス型の貧困女性

大阪府におけるホームレス型の貧困女性は、おもに居住地にに応じて婦人保護施設と生活保護施設に振り分けられて保護される。単身女性の場合、大阪市内に居住する女性は生活保護法で、それ以外の女性は売春防止法でも施設保護が行われるようになった。さらにDV防止法が制定されてからは、増加した利用者の中でDV被害者の保護が優先され、逆に本来の法的利用者である売春女性や他のホームレス状態にある女性が利用しにくくなっているともいえる（丸山里美「女性ホームレスとして生きる」世界思想社、二〇二二年）。大阪府内の女性相談窓口で対応した相談件数は、二〇一六年度で一万八八五三件、うちDV相談は五一・二%、DV以外の相談が四八・八%となっている。DV以外の相談では、経済的困窮や住まい不安定といった主訴が一定割合を

占めている。大阪府内の女性相談窓口の支援実態を調査した岩本華子らは、DV以外の主訴に対する支援方策のなさや不十分さ、連携先への不十分さを指摘している（岩本華子他「市町村の女性相談窓口における支援の現状と課題 DVとDV以外の相談対応に着目して」大阪府立大学『社会問題研究』六八巻、二〇一九年）。そのことにより、制度からこぼれおちる女性を生み出しかねない状況になっている。女性や母子等、居住不安定な状態に対するものとして包括的な支援を行っていく必要性があることが今後の課題となる。

三、生活困窮者自立支援法とホームレス

二〇一三年に、生活困窮者自立支援法（法律第一〇五号）が成立し、二〇一五年四月一日から施行された。生活困窮者自立支援法は、生活困窮者を対象に

包括的な支援を実施するものであり、ホームレス対策のうち福祉の観点から実施しているものについては法の趣旨・理念を踏まえつつ、基本的に生活困窮者自立支援法に基づき実施することになった。従来の、巡回相談事業は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業へ、緊急一時宿泊事業は生活困窮者自立支援制度の一時生活支援事業へ移行することとなった。ホームレス自立支援法については、生活困窮者自立支援法の制定を受けて、二〇一七年六月二日に一〇年間の延長が決定された。

大阪市における生活困窮者・ホームレス自立支援センター「舞洲」利用者の三ヶ年のデータ（二〇一七～二〇一九年）分析結果では、入所者平均四二・三歳、利用者の二割前後が精神科の受診をしており、そ

のほとんどにメンタルヘルス上の問題あるいは知的障害が見られた。退所先の特徴として、会社の寮や住み込みといった、仕事と同居一体型の居住形態が三年間で増加していることも挙げられる（後藤広史「生活困窮者・ホームレス自立支援センター利用者の特徴と動向」『賃金と社会保障』(21年4月上旬号、一七七五号)。リーマンショック時に派遣切りとなり、会社の寮を出ざるを得なかった者が多かったことを踏まえると、不安定な職業・生活リスクが増しているともいえる。

二〇一八年には生活困窮者自立支援法が改正され、一時生活支援事業の拡充として、「地域居住支援事業」が追加された（二〇一九年四月一日施行）。「地域居住支援事業」とは、生活困窮者・ホームレス自立支援センター等の退所者や地域社会から孤立した状態にある者に対して、一定期間、訪問等による見守りや生活支援を行う事業であるが、二〇二二年七月時点では、大阪府内で実施自治体がない。一時生活支援事業利用後の生活再建支援については、生活保護利用をした場合は生活保護法による支援となるため、支援の根拠法が複数混在することになる。今後の各自治体の運用状況について注視していく必要がある。

四、新型コロナウイルス感染症拡大の影響

住居喪失のリスクの顕在化

二〇二〇（令和二年）年一月以降、新型コロナウイルス感染症拡大は、飲食業・観光業といった産業を直撃し、自営業者やフリーランスの者等が休業を余儀なくされた。

一定期間の家賃分を給付する生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金は、例えば大阪市では、コロナ以前の二〇一九年八八件から

二〇二〇年には六二七件（二〇一九年比七・一倍）、二〇二一年一六四四件（一八・六倍）と急増した（表16）参照。このことは、住居費および経済的支援のニーズが顕在化したともいえる。一時生活支援事業については、大阪府および府内自治体（大阪府をのぞく）は、「大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会」を設置し、広域体制で実施を行っていた。住居確保給付金の支給対象・利用条件の緩和がなされ、従来の「離職・廃業後二年以内の者」に加えて、新たに「給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者」が追加された。

コロナ危機下での社会的距離（ソーシャルディスタンス）をとり、密を避ける感染対策は、路上から自らの住宅を確保するまでの従来の中間施設における居住の質を問い直すことにもなった。大阪市では、一時生活支援事業に係るホテル等の借り上げについて、従来の、三徳生活ケアセンター、大阪府人ホーム生活ケアセンター、自立支援センター舞洲（サテライト含む）、あいりんシエルトに加えて、

【表16】 大阪府内・自治体別住居確保給付金及び一時生活支援事業の利用件数（生活困窮者自立支援制度）

	住居確保給付金			一時生活支援事業		
	2019	2020	2021	2019	2020	2021
大阪府（都道府県）	139	1,302	786	116	118	115
大阪市（政令指定都市）	88	627	1,644	8,591	5,835	5,852
堺市（政令指定都市）	27	81	32	10	13	51
豊中市（中核市）	8	90	142	0	1	1
吹田市（中核市）	—	52	82	—	19	12
高槻市（中核市）	4	21	72	15	13	20
枚方市（中核市）	8	54	155	5	27	38
八尾市（中核市）	11	18	145	11	3	12
寝屋川市（中核市）	10	13	9	8	11	17
東大阪市（中核市）	31	483	399	22	10	12

出所：厚生労働省「生活困窮者自立支援制度における支援状況」各年度版

生活困窮状態に陥る者の増加や施設入所者の発熱者や濃厚接触者の隔離用として、近隣のホテル等の借り上げを行った。また、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、特別定額給付金（二人あたり一〇万円）が給付されることになった。支援団体等による交渉の結果、ホームレス状態にある場合、NPO釜ヶ崎支援機構関係では、あいらんシェルターを住所として受給することが可能となった。

五、新型コロナウイルス感染症拡大時に おける民間の動き

大阪における支
援団体の連携

二〇二〇年四月、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、仕事や住まいを失った人を支援するため、大阪市内支援団体の連携プロジェクト「新型コロナ・住まい

とくらし緊急サポートプロジェクトOSAKA」が立ち上げられた。NPO釜ヶ崎支援機構やNPO「HomeDoor」、「ビッグイシュー基金」等、約二〇団体が参加した。プロジェクトでは、クラウドファンディングを活用して七〇〇万円の資金を集め、宿泊や食料の支援を行った。五月末までに、相談会やウェブを通じて一〇四件の相談に対応した。（毎日「20・6・10大阪地方版」）。二〇二三年六月現在のプロジェクト名称は、「住まいとくらしSOSおおさか」プロジェクトとなっている。

なんでも電話相談会のとくろみ

コロナ危機以降、「コロナなんでも電話相談会」として、大阪を含む全国規模の電話相談会が継続して開催されている。弁護士、司法書士、社会福祉士、労働組合等関係者が参加し、一七回目の開催となる二〇二二年一二月

一七日相談会では、四〇一件の相談があった（全国生活保護問題対策会議ウェブサイトより）。全国どこからかけてもフリーダイヤルの統一番号を用い、各地域の相談会場を一つの大きな会場として捉えることにより、ある会場の回線が満杯となっても空きのある地域の会場に転送されるため、電話が繋がらない事態を防ぐことができる。また、全国一九会場では、フリーWiFiスポットからの「つながる電話WEB」にも対応し、携帯電話料金の滞納等で電話を利用できなくなった人の電話相談を受け付けている（専門大輔「コロナ災害を乗り越え、いのちとくらしを守る電話相談会の仕組み」『消費者法ニュース』一三〇号、二〇二三年）。

六、〈大阪希望館〉の活動

二〇二〇年二月に、立正佼成会豊中協会の敷地内の建物を借り、シェアハウス事業を始めた。共同生活が可能な方であれば、入居費用や保証人・緊急連絡先がなくても、家賃保証会社が使えなくても利用できる。敷金礼金はなく、身一つでも入居できるよう、居室には最低限の家具等が設置されている。二〇二〇年四月からコロナ禍の影響を受けたことで入居者が急激に増え、「駆け込み寺」の役割を果たした。シェアハウスという共同住宅であり、部屋は個室であること、門限等の制約がないことが特徴である。また、希望する人には、金銭管理や服薬管理・重要書類の保管・説明、支援サービスの申請など、生活支援も行っている。開設当初からの総数は、五一名（二〇二二年一月二五日時点で三〇名）である。性別は男性九割、女性一割となっている。年齢層は二〇歳〜八〇代までの全世代にわたり、六五歳以上の高

齢者が三割、障がいや慢性疾患を抱えている人は四割となっている。入所理由は、長期の野宿生活から抜け出すため一割、住み込み就労やネットカフェ生活が成り立たなくなったため三割、家賃滞納で退去させられたため三割、家族関係が原因で住めなくなったため二割、その他の理由で前住居に住めなくなったため一割となっている。入居の依頼元は、福祉事務所や生活困窮者相談窓口など公的機関が六割を占める（一般社団法人大阪希望館「シェアハウスこうじゅ（関西光潤館）開設二年を迎えて」資料²²・1・25）。

「ホームレス」

対策の展開

二〇〇〇年以降の「ホームレス」対策は、ホームレス自立支援法から生活困窮者自立支援法における支援への移行、また寄せ場対策の延長線上にある男性中心とした施策から、女性や若者を含む、居住不安定な状態にある者の支援へと拡大している。

〈嵯峨嘉子〉

第一〇卷執筆者

沢井 実	(大阪大学名誉教授)	序章一節、一章総説・一節
藤岡里圭	(東京大学)	一章二節
中島裕喜	(南山大学)	一章三節・五節
今城 徹	(阪南大学)	一章四節
小堀 聡	(京都大学)	一章六節
廣田義人	(大阪工業大学)	序章二節、二章総説・一節・二節・四節
小野 顕弘	(大阪府商工労働部大阪産業経済リサーチセンター)	二章三節
越村惣次郎	(大阪府商工労働部大阪産業経済リサーチセンター)	二章五節一・二
松下 隆	(大阪府商工労働部大阪産業経済リサーチセンター)	二章五節三
上田 忠司	(竹中工務店)	二章六節
黒澤 悠	(コンサルティング会社勤務)	二章七節一・二
小山友介	(芝浦工業大学)	二章七節三
久本憲夫	(京都橘大学)	序章三節、三章総説・二節
居神 浩	(神戸国際大学)	三章一節
加藤成和	(京都大学大学院退学)	三章三節
上田 眞士	(同志社大学)	三章四節
西村 健	(松山大学)	三章五節・六節
森 詩恵	(大阪経済大学)	三章七節、四章七節
水野有香	(愛知大学)	三章八節
福田 弘	(大阪市政調査会)	三章九節一

- 住友 剛 (京都精華大学) 三章九節二、四章四節
- 山田 和代 (滋賀大学) 序章四節、四章総説・一三節
- 千本 沢子 (大阪社会運動協会) 四章一節一・二、五章一二節四
- 谷合 佳代子 (大阪社会運動協会) 四章一節三
- 篠田 徹 (早稲田大学) 四章二節
- 松尾 孝一 (青山学院大学) 四章三節
- 小倉 祥子 (椙山女学園大学) 四章五節
- 吉村 臨兵 (愛知学院大学) 四章六節
- 橋口 昌治 (大谷大学) 四章八節
- 大和田 敢太 (滋賀大学名誉教授) 四章九節
- 本田 一成 (武庫川女子大学) 四章一〇節・一一節
- 伍賀 偕子 (大阪社会運動協会) 四章一二節
- 玉井 金五 (大阪市立大学名誉教授) 序章五節、五章総説・一節
- 櫻井 純理 (立命館大学) 五章二節・三節
- 服部 良子 (大阪公立大学) 五章四節
- 大城 亜水 (神戸常盤大学) 五章五節
- 海老 一郎 (前・西成労働福祉センター) 五章六節
- 嵯峨 嘉子 (大阪公立大学) 五章七節
- 大西 祥恵 (國學院大學) 五章八節
- 樋上 惠美子 (社会労働研究会) 五章九節
- 宮地 克典 (東北学院大学) 五章一〇節

岩崎功一 (大阪労働協会) 五章一節

多賀雅彦 (大阪労働者福祉協議会前専務理事) 五章二節一、三

伊田久美子 (大阪府立大学名誉教授) 序章六節、六章総説・一節・コラム

古久保さくら (大阪公立大学) 六章二節

新ヶ江章友 (大阪公立大学) 六章三節

イム・ジョンファ (大阪公立大学) 六章四節

大森順子 (シングルマザーのつながるネットワークまえむきIPPPO代表) 六章五節

藤根雅之 (関東学院大学) 六章六節一

木村涼子 (大阪大学) 六章六節二

中村一成 (ジャーナリスト) 六章七節

高谷幸 (東京大学) 六章八節

阿久澤麻理子 (大阪公立大学) 六章九節

松波めぐみ (大阪公立大学ほか非常勤講師) 六章一〇節

末田一秀 (自治労府職退職者会) 六章一一節・一三節

高作正博 (関西大学) 六章一二節

廣岡浄進 (大阪公立大学) 六章一四節

平井美津子 (立命館大学ほか非常勤講師) 六章コラム

西部均 (大阪市政調査会) 序章七節

編集委員

玉井 金五 (共同代表)

大阪市立大学名誉教授

著書 『防貧の創造』 啓文社、1992年
『共助の稜線』 法律文化社、2012年、増補版2022年
ほか

沢井 実 (共同代表)

大阪大学名誉教授

著書 『輸出立国の時代』 名古屋大学出版会、2022年
『日本帝国圏鉄道史』 名古屋大学出版会、2023年
ほか

廣田 義人

大阪工業大学特任教授

著書 『東アジア工作機械工業の技術形成』 日本経済評論社、2011年
『特許情報から見た技術者の「国際的」移動』 『経済学雑誌』 121巻2号、2021年
ほか

久本 憲夫

京都橋大学教授・京都大学名誉教授

著書 『新・正社員論』 中央経済社、2018年
『日本の社会政策 [第3版]』 共著、ナカニシヤ出版、2023年
ほか

山田 和代

滋賀大学教授

著書 『労働再審③ 女性と労働』 共編著、大月書店、2011年
『リスク社会の家族変動』 共著、放送大学教育振興会、2020年
ほか

伊田 久美子

大阪府立大学名誉教授

著書 『フェミニスト・ポリティクスの新展開』 共編著、明石書店、2007年
ほか
訳書 『愛の労働』 G.F.ダラ・コスタ著、インパクト出版会、1991年

大阪社会労働運動史 (第10巻)

2024年7月10日 初版第1刷発行

定価 本体30,000円+税

編者 公益財団法人 大阪社会運動協会

(〒540-0031) 大阪市中央区北浜東3番14号

発行者 公益財団法人 大阪社会運動協会

電話 (06) 6947-1210

(〒536-0016) 大阪市城東区蒲生1丁目3-24

発売所 株式会社 耕文社

電話 (06) 6933-5001

Printed in Japan

©2024, 大阪社会運動協会 (付属DVDはCC BY)

落丁、乱丁本はお取替えいたします

ISBN978-4-86377-087-4